

## 熊本地震の応急対応に係る課題と今後の対応の方向性

熊本地震の応急対応に係る課題について、「熊本地震課題整理庁内ワーキンググループ」を設置し、以下のとおり、課題整理を行うとともに、今後の対応の方向性をとりまとめました。

今後は、対応の方向性に沿って、地域防災計画や各種行動計画等への反映を見据え、市町や関係機関と連携しながら具体的な検討を進めていきます。

### 1 問題点の把握

課題整理にあたっては、職員派遣を行った市町、現地で活動した県職員や学識者から意見聴取を行うとともに、熊本県での現地調査も実施し、問題点を把握しました。また、国が7月に公表した「平成28年熊本地震に係る初動対応の検証レポート」からも県及び市町に関係する問題点を把握しました。

### 2 抽出した課題

把握した問題点のうち、地域防災計画、新地震・津波対策行動計画の取組内容や進捗度と照らし合わせて、新たに対応が必要なものや、既に取り組は進めているが、より一層の取組が必要であると考えられるものを、熊本地震を踏まえて対応すべき課題として抽出しました。

その結果、「第1 建築物の損壊への対応」、「第2 物資調達」、「第3 避難所運営」、「第4 受援体制」、「第5 防災専門職員の養成」、「第6 罹災証明及び被害認定調査」及び「第7 情報提供」の7点に課題を整理しました。

なお、ボランティアの活用や災害廃棄物処理等の問題点の提起もありましたが、本県においては、現在の取組により課題として整理していません。

### 3 今後の対応の方向性

今後の対応の方向性については、取組内容と実施時期を示すとともに、県及び市町に関する事項を明記しました。

# 目 次

## 第1 建築物の損壊への対応

- 1 旧耐震基準住宅の甚大な被害 ..... 3
- 2 耐震不足の庁舎等の重要拠点の被災による業務の停滞 ..... 4～6

## 第2 物資調達

- 1 困難な物資ニーズの把握 ..... 7～8
- 2 物資の滞留・供給の遅れ ..... 9～13
- 3 物資拠点の不足 ..... 14～15
- 4 発災直後の物資不足 ..... 16～18

## 第3 避難所運営

- 1 災害時要援護者の支援の不備 ..... 19～20
- 2 避難所外避難者の支援の不備 ..... 21～22
- 3 避難所運営体制の不備 ..... 23～27

## 第4 受援体制

- 1 広域応援時の受援体制の不備 ..... 28～31

## 第5 防災専門職員の養成

- 1 専門的知識や経験を有する自治体職員の不足 ..... 32

## 第6 罹災証明及び被害認定調査

- 1 罹災証明書の交付及び住家の被害認定調査の遅延 ..... 33～34

## 第7 情報提供

- 1 住民に対する情報提供の遅れや不正確な情報提供による混乱 ..... 35～36

※ 文中にある三重県新地震・津波対策行動計画の《進捗率》は、みえ県民ビジョン平成27年度末の目標値を100.0%とした場合の平成27年度末の進捗率である。

## 第1 建築物の損壊への対応

### 1 旧耐震基準住宅の甚大な被害

#### (1) 問題点

- ・大きな被害を受けているのは旧耐震基準で建てられた木造住宅がほとんどであったので、耐震化の必要性を改めて感じた。(県派遣職員 支援先：大津町 支援内容：住家の被害認定調査)

#### (2) 現在の取組状況

##### ア 三重県地域防災計画

- ・建築物の耐震化の促進

県・市町は、「住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講じることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。」こととしている。

##### イ 三重県新地震・津波対策行動計画

- ・住宅の耐震化の促進

「住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。」こととしている。

目標項目：耐震基準を満たした住宅の割合

H29 目標：92.0%

H27 目標：90.0% H27 実績：87.8% 《進捗率》：65.1%

##### ウ 国における検討

- ・国において、建築物の被災状況の調査と原因分析を行う第三者委員会が開催され結果が公表された。国土交通省では、この結果を踏まえ、建築基準のあり方を含めた建築物における耐震性の確保・向上方策について検討する予定である。

#### (3) 課題

##### ア 県及び市町としての課題

- ・住宅の耐震化が促進されるよう啓発を一層進めていく必要がある。
- ・国土交通省から今後示される、建築物における耐震性の確保・向上方策に適切に対応していく必要がある。

#### (4) 今後の対応の方向性

##### ア 県及び市町の今後の主な取組の進め方

- ・平成28年度～29年度：住宅耐震化促進のための啓発については、引き続き、県・市町と関係団体が連携し、戸別訪問による所有者への直接的な働きかけを行っていく。特に市町が定める重点区域における戸別訪問を強化
- ・第三者委員会からの報告書(※)をもとに今後示される国の方策に、適切に対応

(※)「新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、今回の地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であった」「旧耐震基準の木造住宅については、耐震化の一層の促進を図る必要がある」等

## 第1 建築物の損壊への対応

### 2 耐震不足の庁舎等の重要拠点の被災による業務の停滞

#### (1) 問題点

- ・大津町役場は耐震化が未対応であったため、被災により役場が使用不可になった。(県派遣職員 支援先：大津町 支援内容：住家の被害認定調査)
- ・庁舎の被災状況によっては、態勢を整えることに精一杯となり、発災後の対応が月単位で遅れる。(市町 支援先：御船町 支援内容：罹災証明業務)
- ・急きょ、物資拠点とした体育館では大量のペットボトルの飲料水の重さに耐えられなくなり床が抜けた。物資拠点として使用することは想定していない事であり、拠点化する際には、施設の構造を予め把握しておく必要がある。また、体育館の天井もずれており、落下の危険があったことから、支援者の安全確保も重要である。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)
- ・応援職員がその役割を果たすためには、被災した市町村が速やかに指揮系統を回復できるか否かが重要であるが、今般、市町村の業務が停滞した大きな要因として、庁舎が被災し、自治体としての一体的な執務継続ができなくなったことが挙げられている。(国)

#### (2) 現在の取組状況

##### ア 三重県地域防災計画

###### (ア) 県が実施する対策

###### ・建築物の耐震化の促進

「被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性を高めるよう努める。」こととしている。

※庁舎等が被災し使用不可となった場合の代替機能の確保については明記なし

###### (イ) 市町が実施する対策

###### ・建築物等の耐震化

「被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。」こととしている。

##### イ 三重県新地震・津波対策行動計画

###### ・県立学校の非構造部材の耐震対策の実施

「県立学校の非構造部材について、平成24年度に実施した専門家による点検の結果をふまえ、耐震対策に取り組む。」こととしている。

目標項目：耐震対策実施率

H27 目標：100.0% H27 実績：20.3% 《進捗率》：20.3%

###### ・県庁各職場における書庫や事務機器等の地震対策の実施

「県の各職場において、職場巡視を活用し、書庫や事務機器等の固定化等ができていない未改善箇所について対策を進める。」こととしている。

目標項目：耐震対策実施率

H29 目標：100.0%

H27 目標：90.0% H27 実績：76.1% 《進捗率》：84.6%

・ 公立小中学校の非構造部材の耐震対策の促進

「市町に対して、非構造部材の耐震点検と耐震対策の早期の実施を働きかける。」こととしている。

目標項目：耐震対策実施率（屋内運動場等における吊り天井等の耐震対策率）

H29 目標：71.0%

H27 目標：64.5% H27 実績：69.6% 《進捗率》：100.0%

・ 私立学校の耐震化の促進

「昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建設された私立学校の校舎等のうち、耐震性が確保されていない学校を設置する学校法人に対して耐震化を働きかける。」こととしている。

目標項目：私立学校の耐震化率

H29 目標：100.0%

H27 目標：92.4% H27 実績：94.9% 《進捗率》：100.0%

・ 公立小中学校の耐震化の促進

「耐震化未完了の市町に対して、早期の耐震化完了に向け働きかける。」こととしている。

目標項目：耐震化率

H29 目標：99.6%

H27 目標：99.2% H27 実績：99.8% 《進捗率》：100.0%

・ 県有建築物の耐震化の推進

「県が所有する建築物のうち、旧耐震基準で建設された建築物について、耐震化を進める。」こととしている。

目標項目：耐震化率

H27 目標：100.0% H27 実績：100.0% 《進捗率》：100.0%

・ 三重県業務継続計画（BCP）の策定

「大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）を策定する。」こととしている。

目標項目：計画策定

H27 目標：策定完了 H27 実績：策定完了 《進捗率》：100.0%

ウ その他の取組

- ・ 県内市町では、5 市町が業務継続計画を策定済み（平成 27 年 12 月 1 日現在）

(3) 課題

ア 県としての課題

- ・ 県立学校の非構造部材の耐震対策に、より一層の取組が必要である。
- ・ 県災害対策本部の代替機能の確保を行うことが必要である。

イ 市町としての課題

- ・ 建築物の耐震化を進めるとともに、市町災害対策本部の代替機能の確保や、業務継続計画の策定により優先すべき業務の整理を行うことが必要である。

(4) 今後の対応の方向性

ア 県の今後の主な取組の進め方

- ・ 県立学校の非構造部材の耐震対策については、未対策箇所の対策手法とその実施時期の再検討を行い、早期の完了を目指して計画的に取り組む。屋内運動場等の天井等落下防止対策については、早期に対策が完了できるよう、実施時期等について該当の学校との調整を進めるなど、計画的に取り組む。
- ・ 平成 28 年度：県災害対策本部の代替施設の選定を行い、地域防災計画等に明記

平成 28 年度～29 年度：県地方災害対策部の代替施設の選定を行い、地域防災計画等に明記

イ 市町の今後の主な取組の進め方

- ・ 市町災害対策本部の代替機能の確保や、市町業務継続計画の策定促進

## 第2 物資調達

### 1 困難な物資ニーズの把握

#### (1) 問題点

##### ア 困難な避難所のニーズ把握

###### (ア) 避難所との連絡手段の不備

- ・連絡手段の不備により、避難所で必要なものが直接拠点の物資班に伝わらなかったため、**拠点と避難所との連絡手段を確保**しておく必要がある。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)

###### (イ) iPadシステムの導入によるニーズ把握の一時停滞・混乱

- ・新たにタブレットを導入したため、機器配布や利用方法の説明等、**システムを稼働させるまでには一定の時間(約2日)がかかる**。当初からこうしたシステムが導入されていれば、物資のニーズ把握がより適確、迅速にできたものとする。(国)
- ・物資調達の対応が始まっている途中からiPadのシステムが導入されたことから混乱を招いた。(市町 支援先：益城町 支援内容：災害対策本部指揮支援)
- ・被災自治体職員が「電波が圏外になるのでiPadは使い物にならない」と話していた。**FAXでの送信が過疎地では確実な連絡方法**と思われる。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)

##### イ 避難所のニーズに合わない支援物資

- ・全国からの善意の支援物資が被災地に届けられたが、現地のニーズと合わなかったり、受入対応が行き届かない場合も多く、**事前に調整するシステム**を検討すべき。(国)
- ・時間の経過により必要となる物資が変化・多様化していくことから、必要な物資について、**タイムラインで整理**しておくことが必要であると思った。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)
- ・道路が通行できるので、現地での調達が可能であり、募金の方がニーズに合っていると思われる。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)
- ・義援物資の届出先は、マスコミ等で不足していると報道された地域へ集中してしまい、**実際のニーズと差異**が生じた。(熊本県、熊本市、益城町)
- ・ニーズはあるが、支援者側では想像が付きにくく、集まらない物資(爪切り、雨天時用の足ふきマット等)もあった。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)

#### (2) 現在の取組状況

##### ア 三重県地域防災計画

###### (ア) 県が実施する対策

###### ・物資要請情報の収集・整理・調整

「県は、市町の被害状況及び物資要請にかかる情報を収集したうえで、必要となる物資等の数量を推定し、物資等の配分計画を策定する。」こととしている。

※情報収集の手段については明記なし

(イ) 市町が実施する対策

・避難所等における必要物資品目・量の把握

「市町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。」こととしている。

イ 三重県新地震・津波対策行動計画

・災害発生時における非常通信の確保

「東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況をふまえ、現在県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について見直しを進める。また、非常通信ルートを使用した市町等との通信訓練を実施する。」こととしている。

・目標項目：非常通信ルートの見直し

H29 目標：点検の実施／年

H27 目標：見直し完了 H27 実績：見直し完了 《進捗率》：100.0%

・目標項目：訓練実施回数

H29 目標：2回以上／年

H27 目標：2回以上／年 実績：2回／年 《進捗率》：100.0%

ウ その他の取組

・県は、通信手段の途絶等を想定し、市町災害対策本部へ情報収集要員を派遣する体制（緊急派遣チーム）を構築している。

・県は、市町災害対策本部から情報を入手できるように、複数の通信手段（N T T回線、インターネット回線、防災行政無線（地上系・衛星系））を確保している。

エ 国における検討

・ニーズ把握のためのアプリやW e bシステム等の開発・活用を図る。併せて、速やかに自治体による運用事業者との協定締結、共同訓練等を支援する。

(3) 課題

ア 県及び市町としての課題

- ・避難所等のニーズ把握のためのアプリやW e bシステム等に係る国の開発の進捗状況を注視するとともに、導入された際には、速やかに活用方法等について市町と検討を行い、訓練等により検証することが必要である。
- ・物資のニーズ把握方法について、防災行政無線の活用のほかアプリやW e bシステム等幅広く検討することが必要である。
- ・市町は県への物資要請について連絡体制を整備し、訓練等を通じて検証することが必要である。

(4) 今後の対応の方向性

ア 県及び市町の今後の主な取組の進め方

- ・ニーズ把握のためのアプリやW e bシステム等の国の検討状況を随時把握し、市町と情報共有を図り、具体的な運用方法を検討し、地域防災計画に明記

## 第2 物資調達

### 2 物資の滞留・供給の遅れ

#### (1) 問題点

##### ア 物資の受入態勢の不備

- ・拠点には昼夜を問わず物資が搬入され、日中は自衛隊やボランティア等に協力してもらえるが、**夜間は被災地職員のみ**といった少人数で対応していた。夜間の作業は時間がかかり、職員の体力も奪っていくため、搬入時間、搬出時間を広報すべきであると感じた。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送、市町 支援先：熊本市 支援内容：物的支援)
- ・熊本市は3万人以上を収容できるスタジアムを物資拠点としており、入口に40～50台の大型トラックが列を作るほどの大量の物資を捌いていた。(市町 支援先：熊本市 支援内容：物的支援)
- ・**物流拠点では、施設が有する機能だけではなく、大量に運び込まれる物資を仕分けするなど、多くの人員が必要**となることにも計画段階から意を払うべきである。(国)

##### イ 物流事業者等の専門家との連携不足

- ・一次物資拠点が機能するようになって、二次物資拠点(市町の物資拠点)**物流対応に不慣れな職員が配置されていたため機能せず**、避難所に物資が届かなかった。(人と防災未来センター研究主幹)
- ・発災後の速やかな物流機能を確保するため、物流事業者や倉庫会社との協定等が災害時に機能するよう、**輸送体制にかかる活動要領等の検討が必要**であった。(熊本県、熊本市、益城町、御船町)
- ・物資の荷捌きを直営で行うと、物資が滞留するため、**発災後速やかに物流事業者で運用させることが重要**であった。(熊本県、熊本市、益城町、御船町)

##### ウ 資機材の不足

- ・物資の受け入れ、仕分け、搬入・搬出等には、かご台車が必須であった。ところが、南阿蘇村には準備がなかったため、あらかじめ使用する現場に即したサイズのものを用意しておくことが望ましいと感じた。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)
- ・発災後5日目位には、物資拠点に専門業者が支援に入っていたが、パレットやフォークリフト等の**資機材がないため、荷捌きを人力**で行っていた。(市町 支援先：熊本市 支援内容：物資支援)

##### エ 物資の過不足に係る情報発信の不足

- ・南阿蘇村としてHP等で物資の受け入れを止めているにもかかわらず、全国から物資が続々と到着し、それらは受け入れざるを得ない状態であった。**村の広報だけでは限界があるため、国や県からも積極的に情報提供が必要**であると感じた。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)

- ・支援物資の受け入れ時に、不足品（化粧品、短い靴下等）がある中、過剰品（トイレットペーパー、紙オムツ等）により保管スペースが圧迫され、村のHPで受け入れを中止した。足りているもの足りていないものを一般の人へ公開してもよいと感じた。（県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送）
- ・発災後できるだけ早い時期から物資支援者に対して必要なものを広報する仕組みが必要である。（県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送）

#### オ 物資の保管手順の不備及び保管場所の不足

- ・拠点には大量の物資が集まっていたが、拠点内で物資毎の配置場所を決めていなかったため、途中で配置換えを行ったり、目的の物を探すのに時間がかかっていた。円滑に発送するためには予め配置場所を決めておく、配置場所に収まらない物資の仮置き場の想定等が必要であると感じた。（県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送）
- ・物資が物資拠点とした中学校の体育館に入りきれない量になり、中学校の教室にも置いているという状態の時期があった。（県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送）
- ・南阿蘇村の物資拠点では、搬入されてきた**物資の数量把握や管理が十分にはできておらず**、食料品の先入れ先出しや物資の過不足の把握ができていなかった。（県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送）

#### カ 対応が困難な小口支援物資

- ・人や任意団体から届く**小口支援物資は**、一つの箱に様々なものが入っているため、箱の中身を全部出し、仕分けする必要があったので、**時間と労力が費やされた**。（県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送）
- ・災害発生からある程度時間が経ち、支援物資がたまってくると、大箱単位での管理・配送がほとんどとなってくる。この段階で届く個人からの支援物資で、少数多種の物資の詰め合わせ的なものは、ほぼ役立てることが不可能である。（県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送）

#### キ 物資の供給手順等の不備

##### （ア）小型配送車両の不足

- ・**配送に必要な人手も車両も不足**していたので、車両持込で支援にきたボランティアを頼るような状況であり、広範囲にある各避難所を頻繁に行き来することは難しかった。（県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送）

##### （イ）物資配布の優先順位・配分ルールの不備

- ・**避難所への物資の割り当てや物資を配布する対象者の優先順位**（高齢者や子ども等を優先する）について、市町における**ルール等を事前に決めておく**とよいと感じた。（県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送）

- ・はじめは各避難所に同じ数量の物資を届けていたが、避難所毎に人数が異なり物資が足りない避難所もあったことから、人数に比例した数量の物資を届けるように調整する必要があった。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)

(ウ) 対応が困難な配送ルートとラストワンマイルの配送計画の不備

- ・配送経路には危険箇所があり、派遣職員のみでの対応は困難に思われた。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)
- ・国の支援が事前に想定していたのは、広域物資物流拠点への搬入までであり、そこから先の避難所までのラストワンマイルについては具体的な計画を持っていなかった。一方で、個々の避難所まで支援物資を届ける機能を被災直後の市町村に期待することは、特に被害の大きい市町村においては困難だった。また、被災市町村も避難所までの物資輸送のための計画を策定していなかった。このため、実際には、被災市町村の物流拠点から先の物資輸送は物流事業者のほかに自衛隊やNPOが担当して輸送することとなった。(国)

ク ニーズのなくなった物資による支障

- ・プッシュ型支援の後、避難者のニーズの変化により**使用されなくなった物資を、どのように取り扱っていくかが課題**であると感じた。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)
- ・避難者数に対して**過剰な量の物資**(トイレットペーパー、おむつ、カップ麺、レトルトカレーなど)が届けられ、保管場所が足りないほどであった(これらは、消費されないと、いずれ処分する必要あり)。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)
- ・物資の中には**需給のバランスが悪く集積所にたまっていくもの**もあった。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)
- ・支援物資に対する**ニーズが移行することによって、時期を外してしまった物資は消費されずに無駄になるだけでなく、物資輸送拠点や避難所で積み上げておくことになり、物資輸送拠点や避難所の効率的な運営を阻害**してしまった。(国)

(2) 現在の取組状況

ア 三重県地域防災計画

(ア) 県が実施する対策

a 救援物資の受入

「国(海外含む)及び他都道府県、NPO団体等から救援物資の提供の申し入れがあった場合は、物資供給計画の検討をふまえ、受け入れ体制を整えたいうで救援物資を受け入れる。救援物資は、基本的には広域防災拠点施設において受け入れる。」こととしている。

b 物資等の供給

・広域物資拠点の開設

「県は救援物資の受入、仕分け・搬出等の等作業に必要となる広域物資拠点を開設する。広域物資拠点は広域防災拠点施設及びその周辺施設とし、発災後直ちに被害状況を確認したうえで、早期に開設し、救援物資の受入体制を整える。」こととしている。

## ・ 広域物資拠点の運営

「救援物資及び調達した物資等を効果的に配送するため、広域物資拠点において物資等の仕分け・一時保管等を行う。広域物資拠点の運営にあたっては、協定締結団体等から物流専門家の派遣等の協力を得ながら効果的な供給体制を構築することとする。」こととしている。

## ・ 供給の実施

「緊急輸送手段の確保の状況をふまえ、物流専門家等の協力を得ながら的確な輸送手段を選定し、市町物資拠点へ物資等を輸送する。なお、被害が甚大で被災市町からの要請が行えない場合等、緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、基本法第86条の16第2項に基づき、被災市町からの要請を待たずに、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。」こととしている。

## ・ 滞留物資の一時保管・再仕分け等

「梱包物の内容が不明な物資や、品目が混在して仕分け作業に時間を要する物資、及び必要時期を逸した物資（以下、「滞留物資」という。）については、協定締結団体が保有する倉庫等で一時保管を行うこととする。なお、滞留物資の仕分け作業等が必要となった場合は、協定締結団体及びボランティア等へ仕分け作業を要請する。」こととしている。

## ・ 広域防災拠点施設への災害時用物資等の備蓄

「三重県広域防災拠点施設等基本構想に基づき、広域防災拠点施設に災害時の応急対策に必要な物資や機材等の備蓄を図る。」こととしている。

### (イ) 市町が実施する対策

#### ・ 物資等の供給

「市町は調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。」こととしている。

### イ その他の取組

- ・ 国等からの支援物資を円滑に受け入れ、市町物資拠点へ供給するため、広域受援計画、救援物資部隊活動要領、広域物資拠点活動要領を検討中である。
- ・ 平成27年度に、三重県トラック協会及び東海倉庫協会との協定について、県物資拠点に、物流専門家の派遣や荷役機械・資機材等の提供について、協力が得られる内容にまで拡充済み。
- ・ 小型配送車両による物資配送については、赤帽三重県軽自動車運送協同組合と協定を締結している。
- ・ 県物資拠点と位置付けている県広域防災拠点では、フォークリフトやパレット等の荷役機械・資機材等を一定量配備している。現在、既存資機材の種類や数量が適正か物流事業者へのヒアリング等を行い、検証を行っている。

### ウ 国における検討

- ・ 川上から川下まで、自衛隊も含めた国、都道府県、市町村、物流事業者等がその特性を最大限に発揮して協働できるよう、WGで検討した上で、災害時の物資輸送における役割分担を関係マニュアル等の中で明確化する。
- ・ 災害時に常時利用可能な拠点をリストアップ。物流拠点については、耐震性の確保、非常用電源の準備等、事業者の負担が必要になるが、WGで検討した上で、事業者の協力を得るための仕組みを整備する。
- ・ 支援物資については、WGでの検討を踏まえ、季節等も考慮した上で、タイミングや災害の程度に応じた必要物資リストや物資ごとの必要量の算出に関する考え方、物資管理を適切・効率的に行うための方策等を関係マニュアル等に明記する。

### (3) 課題

#### ア 県としての課題

- ・物資の受入・保管・供給や物流事業者等の活用について、迅速かつ的確に対応できるよう、国または他県等からの支援物資を円滑に受け入れ、市町物資拠点等に供給するための広域受援計画、救援物資部隊活動要領、広域物資拠点活動要領を策定し、図上訓練等を通じて検証していく必要がある。
- ・広域防災拠点に配備している荷役機械・資機材について、物流事業者へのヒアリング等を踏まえ、不足分の整備が必要である。

#### イ 市町としての課題

- ・県が策定する救援物資部隊活動要領を踏まえ、国または県等からの支援物資を円滑に受け入れ、避難所へ供給するための手順等について検討が必要である。

#### ウ 県及び市町としての課題

- ・ニーズのなくなった物資については、災害対策本部が中心になり、医療機関や福祉施設等も含めて、ニーズの掘り起こしを行うなどして廃棄することのないように努める必要がある。

### (4) 今後の対応の方向性

#### ア 県の今後の主な取組の進め方

- ・広域受援計画（国・他県の支援を受ける場所（拠点）と量を定める県計画）  
平成28年度：県の6つの広域物資拠点（広域防災拠点）のそれぞれの役割の決定  
平成29年度：県と市町の物資拠点の役割を踏まえ、受援する拠点と量を決定し計画策定
- ・物資拠点活動要領（各拠点における活動マニュアル）  
平成28年度：県広域物資拠点を1拠点選定し活動要領策定  
平成29年度：県の残り5つの広域物資拠点の活動要領策定
- ・救援物資部隊活動要領（災害対策本部の部隊の活動マニュアル）  
平成28年度：県災害対策本部の救援物資部隊活動要領策定
- ・その他の取組  
平成28年度～29年度：物資拠点の資機材整備

#### イ 県及び市町の今後の主な取組の進め方

- ・平成29年度：県の物資拠点活動要領、救援物資部隊活動要領を市町と情報共有

## 第2 物資調達

### 3 物資拠点の不足

#### (1) 問題点

##### ア 市町村の物資拠点の不足

- ・市町村の物資拠点の選定について、予め決めておらず、発災後の対応となった。(熊本県、御船町)
- ・物資は届いていたが、保管する場所、置いておく場所がなかった。JAの倉庫は、スイカの収穫の時期と重なり受け入れる余裕がなかった。(市町 支援先：益城町 支援内容：災害対策本部指揮支援)

##### イ 代替施設の不足

- ・予め想定していた県物資拠点が被災して使用不可能となったため、**急きよ、代替拠点を検討**することとなり、代替拠点として県庁一階ロビーを使用する事態となった。(人と防災未来センター研究主幹)
- ・物資拠点等の代替施設の確保は、どの課が対応するのかがはっきりしていなかった。(人と防災未来センター研究主幹)

#### (2) 現在の取組状況

##### ア 三重県地域防災計画

###### (ア) 県が実施する対策

- ・災害時用物資等の受入等計画の策定

「物資等の集積場所としての広域防災拠点施設及びその周辺施設の活用手法等を定めた計画の策定を検討する。」こととしている。

###### (イ) 市町が実施する対策

- ・避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄

「避難所の場所等を勘案し、市町救援物資拠点を確保する。」こととしている。

- ・県等関係機関との情報共有

「市町救援物資拠点等について、平時より県等の関係機関と情報共有を図る。」こととしている。

##### イ その他の取組

- ・国等からの支援物資を円滑に受け入れ、市町物資拠点等へ供給するため、広域受援計画や救援物資部隊活動要領を検討中である。

(3) 課題

ア 県及び市町としての課題

- ・市町の物資拠点の選定状況を把握し、県の物資拠点から避難所まで円滑に配送できるよう、適切な拠点の選定を行う必要がある。
- ・物資拠点の代替施設の確保が必要である。

(4) 今後の対応の方向性

ア 県の今後の主な取組の進め方

- ・広域受援計画（国・他県の支援を受ける場所（拠点）と量を定める県計画）  
平成 28 年度：県の 6 つの広域物資拠点（広域防災拠点）のそれぞれの役割の決定

平成 29 年度：県と市町の物資拠点の役割を踏まえ、受援する拠点と量を決定し計画策定

- ・物資拠点活動要領（各拠点における活動マニュアル）

平成 28 年度：県広域物資拠点を 1 拠点選定し活動要領策定

平成 29 年度：県の残り 5 つの広域物資拠点の活動要領策定

- ・救援物資部隊活動要領（災害対策本部の部隊の活動マニュアル）

平成 28 年度：県災害対策本部の救援物資部隊活動要領策定

- ・その他の取組

平成 28 年度～29 年度：物資拠点の資機材整備

イ 県及び市町の今後の主な取組の進め方

- ・平成 29 年度：県の物資拠点活動要領、救援物資部隊活動要領を市町と情報共有

## 第2 物資調達

### 4 発災直後の物資不足

#### (1) 問題点

- ・初動時（発災後～1週間程度）は、緊急性の高い物資等（食料、水、毛布、仮設トイレ）に対する要請が特に多かった。（熊本県、熊本市、益城町、御船町）
- ・各避難所から物資拠点へモップやホウキといった環境清掃用品の要望があったものの、そういった物資が少なかった。運営側で必要になる環境整備用品については備蓄か、すぐに調達をする必要がある。（県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送）
- ・物資集積所には、間仕切り段ボール等が届けられていたが、絶対数が不足しており、公平性の問題からか使われないままとなっていた。（県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送）
- ・流通備蓄を確保することを目的に民間企業と災害協定を締結していたにも関わらず、初動時は物資等の調達が困難で、プッシュ型支援が届くまでの間不足した。（熊本県、熊本市、益城町、御船町）

#### (2) 現在の取組状況

##### ア 三重県地域防災計画

###### (ア) 県が実施する対策

- ・災害時用物資等の備蓄計画の策定  
「地震・津波等を想定し、災害時用物資等の備蓄にかかる対策項目を定めた計画の策定を検討する。」こととしている。
- ・庁舎、県有施設への災害時用物資等の備蓄  
「庁舎や県有施設の災害時の役割等に応じた物資や機材等の備蓄を図る。」こととしている。
- ・広域防災拠点施設への災害時用物資等の備蓄  
「三重県広域防災拠点施設等基本構想に基づき、広域防災拠点施設に災害時の応急対策に必要な物資や機材等の備蓄を図る。」こととしている。
- ・家庭における災害用備蓄の促進  
「各家庭が発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する。」こととしている。
- ・地域における災害用備蓄の促進  
「避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する。」こととしている。

###### (イ) 市町が実施する対策

- ・災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築  
「災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。」こととしている。
- ・避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄  
「避難所の場所等を勘案し、市町救援物資拠点を確保するとともに災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を図る。」こととしている。
- ・孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄  
「災害時の孤立が想定される地域における災害時用物資等（食料等を含む）の備蓄を図る。」こととしている。

・家庭における災害用備蓄の促進

「住民に対して各家庭における発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。」こととしている。

・地域における災害用備蓄の促進

「避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働きかける。」こととしている。

イ 三重県新地震・津波対策行動計画

・個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討

「支援物資と備蓄物資の役割分担、個人備蓄と公的備蓄の分担割合（個人備蓄のあり方、公的備蓄の必要数量等）、いざ災害発生という場合の円滑な供給方法等について検討を進める。」こととしている。

目標項目：災害時の緊急物資等の備蓄に関する指針の策定

H27 目標：策定完了 H27 実績：策定完了 《進捗率》：100.0%

・個人備蓄の促進に向けた啓発活動の実施

「発災直後に地域で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する。」こととしている。

目標項目：啓発回数（累計）

H29 目標：120回

H27 目標：80回 H27 実績：115回 《進捗率》：100.0%

ウ その他の取組

「災害時の緊急物資等に係る備蓄・調達の指針」

《基本的な考え方》

「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資等を備蓄しておくことが最も重要であり、県・市町は、住民の備蓄意識の向上を図るための普及啓発を推進していく。

・住民の役割：食料など避難生活に必要な物資について3日分以上の備蓄に努める。

・市町の役割：基礎的な地方公共団体として被災者への食料、飲料水や生活必需品等の供給を行う役割を担う。発災から最低3日間に必要とする物資等を賄うことができるような備蓄目標をたて、計画的な備蓄に努める。

・県の役割：広域地方公共団体として市町を補完するものとし、流通備蓄を基本とする。

また、「セーフティネット」としての役割を担うため、発災当初における最低限必要となる物資等について、一定量の備蓄に努める。

(3) 課題

ア 県及び市町としての課題

- ・自助・共助の考え方に基づき、個人（家庭）で少なくとも3日分の食料を備蓄が実施されるように、食料備蓄の一層の啓発を行う必要がある。
- ・公的備蓄のあり方について、物量的に自治体がどの程度カバーしていくのか、また、県と市町がどのように役割分担していくのか等について検討する必要がある。

(4) 今後の対応の方向性

ア 県及び市町の今後の主な取組の進め方

- ・県と市町で個人（家庭）備蓄の啓発を実施
- ・平成28年度：公的備蓄のあり方について、県と市町で、役割分担等の検討を行い、地域防災計画に明記  
平成29年度以降：備蓄の実施。併せて、県においては、流通備蓄の実効性についても確認

### 第3 避難所運営

#### 1 災害時要援護者の支援の不備

##### (1) 問題点

###### ア 避難行動要支援者の把握と福祉避難所の指定の不備

- ・事前の避難行動要支援者の把握と、その人数に応じた福祉避難所の指定が必要である。(熊本市、益城町、御船町)

###### イ 福祉避難所の周知不足

- ・福祉避難所の被災地での認知度が低く、要配慮者以外の被災者も多数避難してきたこと等から、物資の不足や介護職員等の体制確保に支障が生じ、その特性を十分に発揮できなかった。(国)

###### ウ 開設が困難な福祉避難所

- ・指定福祉避難所が被災する、または、発災後別の用途で使用される、福祉避難所を開設する場所や人員が確保できない等、福祉避難所を開設することが困難な自治体もあった。(市町 支援先：益城町 支援内容：災害対策本部指揮支援、熊本市、益城町、御船町)

##### (2) 現在の取組状況

###### ア 三重県地域防災計画

###### (ア) 県が実施する対策

###### ・災害時要援護者対策

「災害時要援護者の避難支援体制を整備するため、市町や地域における情報伝達体制の整備や「避難行動要支援者名簿」の作成を通じ、災害時要援護者に関する情報の把握・共有及び、個別避難支援計画の策定や、災害時要援護者が参画する避難訓練の実施を働きかける。また、市町における福祉避難所の確保を促進するとともに、災害時要援護者関連施設間の相互支援協定等の締結を促進する。」こととしている。

###### (イ) 市町が実施する対策

###### ・災害時要援護者対策

「県の実施する災害時要援護者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた災害時要援護者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進する。」こととしている。

###### イ 三重県新地震・津波対策行動計画

###### ・福祉避難所の指定等の促進

「市町における福祉避難所の指定、社会福祉施設等との協定締結、福祉避難所の代替となる災害時要援護者の避難場所の確保を促進する。」こととしている。

目標項目：福祉避難所または代替避難場所確保市町数

H29 目標：29 市町

H27 目標：25 市町 H27 実績：28 市町 《進捗率》：100.0%

###### ウ その他の取組

- ・避難行動要支援者名簿の作成状況：作成済 22 市町 (H28. 4. 1)
- ・個別避難行動要支援者の計画の策定状況：策定済 4 市町 (H28. 4. 1)

- ・毎年度開催している市町等担当者会議において、福祉避難所の確保や運営について説明し、関係資料を配布している。
- ・一部の市町で福祉避難所運営マニュアルが進められているが、その他の市町の状況は把握できていない。

#### エ 国における検討

- ・国は、市町村の職員をはじめ関係者に対して、速やかに福祉避難所の意義や仕組みなどについて周知徹底を図るとともに、災害時に福祉施設等の被災情報やニーズ把握ができるよう、情報伝達ルート of 事前整備を速やかに行う。

### (3) 課題

#### ア 県及び市町としての課題

- ・避難行動要支援者名簿と名簿に基づく個別避難計画作成を一層進めることが必要である。
- ・福祉避難所の役割等について、要援護者、福祉関係者をはじめ住民全体への周知の方法について検討が必要である。
- ・県は、県内市町の福祉避難所の運営マニュアルの策定状況を把握した上で、市町に対し策定の促進を図るため一層の取組が必要である。

### (4) 今後の対応の方向性

#### ア 市町の今後の主な取組の進め方

- ・平成 28 年度：避難行動要支援者名簿の作成

#### イ 県及び市町の今後の主な取組の進め方

- ・平成 28 年度：福祉避難所の連絡体制整備等の状況調査を行うとともに、市町による福祉避難所運営マニュアルの策定促進
- 平成 29 年度：支援者への避難行動要支援者名簿の提供が行われるよう取組を促進

### 第3 避難所運営

#### 2 避難所外避難者の支援の不備

##### (1) 問題点

###### ア 避難所外避難の要因

- ・車中泊は、地震への恐怖のため屋内に入りたがらないことやプライバシーの確保、自宅の防犯等、さまざまな観点から選択されており、今後の災害においても生じる避難形態と考えられる。(国)
- ・指定避難所等の周知が十分でなかったため、指定外避難所への避難が多かった。(熊本市、益城町、御船町)
- ・ペットと一緒に避難所に避難できないため車中泊を余儀なくされる人もいた。(人と防災未来センター研究主幹)

###### イ 困難な車中避難者等の把握

- ・「車中避難」や「軒先避難」といった避難形態の多様化に対応できず、避難者数の把握が困難となり、円滑な物資調達に支障をきたした。(市町 支援先：益城町 支援内容：災害対策本部指揮支援)
- ・指定避難所外に避難する「車中避難」の実態把握は、プライバシー確保の観点から、地元住民でないと難しい。(市町 支援先：嘉島町 支援内容：罹災証明事務)
- ・車中泊について、自治体だけの把握は難しい。(人と防災未来センター研究主幹)
- ・車中泊者の抑制は困難、避難者を把握するため、アンケート、ローラー調査を行ったが全体把握には至らなかった。(熊本市、益城町、御船町)
- ・今般の地震災害の性格から、避難所に身を寄せず、日中は自宅で生活しても夜間は自宅ではなく近くの駐車場などに車中泊する被災者が多く見られた。(国)
- ・おそらく自宅や車で生活していると思われる人が、個人で物資集積所に食料を貰いに来ていた。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)

###### ウ 車中避難者の健康悪化

- ・車中泊については、いわゆるエコノミークラス症候群の要因ともなることから十分なケアが必要。車中泊で留意すべき事項を周知することが必要。また、車中泊を解消しやすくするため、より安全な避難所の確保、避難所の生活環境の改善、地区の治安確保等を図ることも効果があると考えられる。(国)

###### エ テント避難者の支援の不備

- ・テントについては、車中泊の課題を解消し、かつ、プライバシー確保など避難初期においては効果があった。ただし、降雨や気温上昇には弱く、夏季の避難等では利用できないと思われる。冬季についても同様。(国)
- ・今回の初動対応では、自衛隊が保有するテントを被災自治体に貸与したケースがあり、生活環境の改善に一定の効果があったものの、テント居住がはじまるとプライバシーの観点から、テントの中は自治体職員等が確認することが困難となることから、その管理責任等について、自治体側の不安感が残った場合があった。(国)

## (2) 現在の取組状況

### ア 三重県地域防災計画

- ・避難所外避難者について記載なし。

### イ 三重県新地震・津波対策行動計画

- ・三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進

「東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成 24 年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。」こととしている。

目標項目：取組市町数

H29目標：29市町

H27目標：15市町 H27実績：7市町 《進捗率》：46.7%

### ウ その他の取組

- ・「三重県避難所運営マニュアル策定指針」において、避難者名簿をもとに支援サービスが提供されるため、「避難者名簿は在宅の被災者、避難所への入所希望者を問わずに作成すること」、また、避難所の広報として「在宅の避難者に対しても避難所を中心とした支援サービスが開始されること」を記載している。

### エ 国における検討

- ・避難所や車中泊の状況把握のためにも、WGで検討した上で、避難所の名簿作成が容易にできるよう、既存の住民のデータベースを活用するための具体的な制度設計を行う。
- ・災害が発生する季節によって注意すべき事項が異なることにも留意しつつ、車中泊、テント泊等の避難形態に応じて必要となる対策を速やかに避難所運営ガイドラインに明示する。

## (3) 課題

### ア 県及び市町としての課題

- ・指定避難所外避難者や車中泊等の多様な避難形態を前提とし、避難者の把握や情報提供、支援などの対策を踏まえた避難所運営マニュアル策定に向けた取組が必要である。

## (4) 今後の対応の方向性

### ア 県の今後の主な取組の進め方

- ・平成 28 年度：車中避難者の把握方法等について検討し、三重県避難所運営マニュアル策定指針に反映

### イ 県及び市町の今後の主な取組の進め方

- ・平成 29 年度：避難所外避難者の支援について、地域防災計画に明記

### 第3 避難所運営

#### 3 避難所運営体制の不備

##### (1) 問題点

##### ア 住民主体による運営の認識不足

- ・住民自身が避難所を運営するという意識が欠如していた。(人と防災未来センター研究主幹)
- ・災害発生当初、役場の人員が避難所運営に手いっぱいであったため、役場機能の回復が遅れたと聞いた。被災者による避難所運営を積極的に推進し、**公的機関がそれを支援するという道筋をつけておく必要がある**と考える。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)

##### イ ボランティアとの連携不足

- ・被災自治体の職員は災害対応経験が乏しく、**経験豊富なボランティアを効果的に活用することができず**、円滑な避難所運営に支障をきたした。(市町 支援先：益城町 支援内容：災害対策本部指揮支援)
- ・ボランティアを最大限活用することが難しかった。物資集積所にも突然派遣されてくることがあり、ボランティアへ仕事の指示を出す等の新たな仕事をせざるを得ない場面があった。個々の家の復旧や片づけなど、ボランティアの人手が必要なきめ細かな支援もあるので、受入体制を準備しておく必要を感じた。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)

##### ウ プライバシーの確保の不備

- ・避難者のプライバシー保護や精神的ケアのためにも仕切りは必要と思われる。ただし、高すぎても不審者の侵入や周囲の状況確認ができないので、腰高程度が適切と思われる。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)
- ・プライバシーの確保のためのパーティションの導入が求められたが、一方で、要配慮者の体調がつかみにくくなることなど、問題点もある。(国)

##### エ 女性への配慮の不備

- ・女性スペースの設置が遅いなど、女性への配慮がまだまだ不十分であった。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送、人と防災未来センター研究主幹)
- ・避難所については、女性用品の置き場に配慮が不十分なところがあった。(三重大学 地域圏防災・減災研究センター准教授)
- ・女性のために更衣室や授乳室等の設置も求められたが、避難所の開設後にスペースを確保することは困難な場合もある。(国)

##### オ 外国人への配慮の不備

- ・外国人の避難対応施設では、本震直後に居住外国人だけでなく、想定していなかった外国人観光客も詰めかけた。また、宗教上の理由から食事面で配慮が必要であった。(三重大学 地域圏防災・減災研究センター准教授)

## カ ペット問題

- ・避難所内でのペットの取扱いが一つの課題となった。公衆衛生上の観点、近隣トラブルの観点などからは別居が必要となる一方、いまやペットは心の支えとなっており、ペットを切り離れた避難を考えることも難しい。今回、避難所内でペットをどこまで受け入れるかなどの取扱いが周知されておらず、対応に苦慮した例も見られた。(国)

## キ 支援物資に係る避難者への周知不足

- ・物資集積所に物資(授乳用ガウン、食糧を温める発熱材等)が届いていても、そのことが避難者には伝わっていないため、避難所から要望としてあがりにくいということもあり、支援物資にかかる避難者への周知のあり方に課題があると感じた。(県派遣職員 支援先:南阿蘇村 支援内容:物資の仕分け・整理・配送)

## ク 保健衛生の確保の不備

- ・トイレや風呂が破損や断水のため、不足(男女別や障がい者対応等も)しており、使用できるトイレに集中し、衛生上、不安を感じた。(県派遣職員 支援先:南阿蘇村 支援内容:物資の仕分け・整理・配送)
- ・衛生確保のためには、仮設トイレの維持管理を適正に行うことが必要となる。今回、仮設トイレの汲み取りについては、地元の清掃団体が連合会を結成し、県とも密接に連携して進められたが、他地域において、常にバキュームカーの手配が円滑に進む保証はなく、事業者も含めた事前準備が必要となる。(国)
- ・ノロウイルス隔離スペースを見出すことが困難だった。(国)

## (2) 現在の取組状況

### ア 三重県地域防災計画

#### (ア) 県が実施する対策

##### ・避難所運営及び避難者支援対策

「「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。また、男女共同参画の視点や災害時要援護者に配慮した避難所運営体制の構築を促す。」こととしている。

##### ・避難所運営の支援

「市町の避難所運営を支援するため、要請に基づき職員を市町に派遣するなど、避難所運営にかかる支援等を行う。」こととしている。

##### ・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

「災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。」こととしている。

##### ・多様な分野のNPO・ボランティア等による災害時に専門性を活かした活動の促進

「平常時に多様な活動を展開しているNPO・ボランティア等に対し、情報提供や研修会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行える様に働きかける。」こととしている。

- ・外国人住民等への情報提供及び情報窓口の設置、県民対応窓口の設置  
「公益財団法人三重県国際交流財団と連携し、「みえ災害時多言語支援センター」を設置して、多言語ホームページなど様々な広報手段を活用して応急対策情報を多言語で提供する。」「外国人住民等に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。」「外国人住民等からの問い合わせに対応するため、みえ災害時多言語支援センターにおいて対応窓口を設置する。」こととしている。

- ・ペット対策

「市町、（公社）三重県獣医師会等の関係団体等と連携し、飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備する。」こととしている。

(イ) 市町が実施する対策

- ・避難所運営対策

「県の実施する避難所運営対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。」「避難所の運営及び管理にあたっては、各市町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行う。」こととしている。

- ・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

「災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。」こととしている。

- ・指定避難所の整備

「指定避難所の整備・指定にあたっては、災害時要援護者に十分配慮するとともに、必要な資機材等の備蓄を図る。」こととしている。

- ・外国人支援

「外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。」こととしている。

- ・ペット対策

「飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。」こととしている。

(ウ) 地域・住民が実施する共助・自助の対策

- ・避難者の避難所運営への協力

「避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。」こととしている。

イ 三重県新地震・津波対策行動計画

- ・三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進

「東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成24年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。」こととしている。

目標項目：取組市町数

H29目標：29市町

H27目標：15市町 H27実績：7市町 《進捗率》：46.7%

・災害時のボランティア受入体制の整備

「県内外からのボランティアを円滑に受け入れるため、地域の計画やマニュアル等を作成するとともに、関係者と十分な共有を行い、実効性のある受入体制を整備する。また、市町や社会福祉協議会、災害支援団体等との意見交換を通じて、地域におけるマニュアルの整備等平常時からの体制強化を促す。」こととしている。

目標項目：受入体制の整備

H29目標：現地センターの迅速な立ち上げ体制の整備完了

H27目標：全市町でのマニュアル整備完了

H27実績：14市町でマニュアル整備完了

《進捗率》：48.3%

\*上記14市町以外の10市町ではマニュアルを作成中であり、残る5市町でもマニュアルの作成に向けた研修等を実施（平成28年3月時点）

・「ペットの防災対策ガイドライン」の策定・普及

「ペットの飼い主が平常時から備えるべき対策や飼い主責任を基本とした同行避難について県民に啓発するため、「ペットの防災対策に関するガイドライン」を策定し、普及を図る。」こととしている。

目標項目：ガイドラインの策定

H27目標：策定完了 H27実績：原案策定 《進捗率》：85.0%

・外国人住民を対象とした防災啓発の実施

「外国人住民向けの防災訓練を市町、市町国際交流協会、外国人労働者を雇用する企業等さまざまな主体と連携して実施する。また、こうした取組を、市町で継続し、日本人住民と外国人住民のより良い関係づくりや、将来災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。」こととしている。

目標項目：外国人住民を対象とした防災訓練実施回数

H29目標：2回以上／年

H27目標：2回／年 H27実績：2回／年 《進捗率》：100.0%

・外国人観光客の防災情報入手利便性の向上

「災害時を想定した10パターン程度のコミュニケーションカードを主要4言語（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語）で作成し、外国人観光客を受け入れる観光事業者等に対して配布し、その活用を図る。」こととしている。

目標項目：コミュニケーションカード作成・配布数

H27目標：100事業者 H27実績：113事業者 《進捗率》：100.0%

ウ その他の取組

・「三重県避難所運営マニュアル策定指針」において、「大規模かつ突発的な災害に際しては、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難者運営を目指す。」こととしている。また、ボランティアの受け入れ等に係る対応についても定めている。

・平成25年3月に男女共同参画の視点や高齢者、障がい者、子ども、外国人といった要援護者への対応を踏まえ「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改正し、市町に対してこの指針に基づいた避難所毎の避難所運営マニュアルの策定を促している。

## エ 国における検討

- ・運営に当たる市町村職員等があらかじめ避難所運営ガイドラインを熟知し、避難所運営の訓練が行われるよう、避難所運営ガイドラインをより分かりやすく実用的なものへと速やかに見直すとともに、市町村に対する講習会等を行う。
- ・避難所運営を担う専門家の育成、登録等を行うために必要な仕組みを構築する。
- ・避難所の自主運営を考える中で、衛生管理等の観点から、トイレの維持管理についてあらかじめルールを設けておけるよう、WGで検討した上で、事例集を作成し、周知する。
- ・感染症が発生した場合のトレーラー等の活用、感染者の移転等の方策について、WGで検討した上で、感染症対策を整理する。
- ・避難所の施設利用計画の策定に当たって、女性等の参画を得ることなど、市町村が策定段階で留意すべき事項、参考とすべき事例等をWGで検討した上で、周知する。
- ・避難所におけるペットの取扱いについては、混乱を防ぐために、WGで検討した上で、一定の考え方や留意点、様々な事例等をまとめて、周知する。

### (3) 課題

#### ア 県及び市町としての課題

- ・住民主体による避難所毎の避難所運営マニュアル策定に向けた一層の取組について、検討が必要である。なお、避難所運営マニュアル策定にあたっては、熊本地震における問題点も踏まえたものとする必要がある。
- ・市町は、避難所に必要となる資機材の品目や数量等について検討し、整備を進める必要がある。

### (4) 今後の対応の方向性

#### ア 県及び市町の今後の主な取組の進め方

- ・平成28年度：平成25年3月に男女共同参画の視点や、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要援護者にも配慮した避難所となることを目指して改定した三重県避難所運営マニュアル策定指針を活用した避難所毎の運営マニュアルが作成されることを目指し、避難所開設訓練やHUGなど避難所運営に関する取組を促進

## 第4 受援体制

### 1 広域応援時の受援体制の不備

#### (1) 問題点

##### ア 応援職員の受入態勢・活用方針の不備

- ・国の職員を受け入れた被災市町村側の受入態勢が整備できていなかったため、当初は、ボランティアやNPOとともに、応援職員が十分に機能できなかった場合もあった。(国)
- ・派遣を受ける被災市町村側でリエゾン業務に関する認識が必ずしも明確でなく、到着したリエゾン職員への対応が円滑さを欠いたところもあった。(国)
- ・初動対応においては災害対策活動の方針が確立できておらず、また、予め応援職員の活用方法も検討していなかったため、経験や知識を有している応援職員を、十分に生かしきれなかった。(益城町)
- ・知事会・役場災害対策本部・各班の情報共有が十分でなかったため、応援職員の効率的な体制をとることができなかった。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)
- ・活動場所によっては職員の人数が増えすぎていた。もっと他の場所に人手が不足している箇所があったはずである。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)
- ・医師の支援チームと保健師の支援チームの間で連携がとれておらず、双方が避難者に対して重複した内容の聞き取り調査を実施し、避難者の負担となることがあった。(市町 支援先：益城町 支援内容：災害対策本部指揮支援)

##### イ 応援職員に対する指揮命令系統の不備

- ・益城町では受援計画が策定されておらず、また、職員が(災害対応の)経験不足であったこともあり、応援職員等に適切な役割付与をする等の管理できる人材がいなかった。(市町 支援先：益城町 支援内容：災害対策本部指揮支援)
- ・指揮命令等一切の業務を県外からの派遣職員に任せられていた。地元市町の職員配置が、人力的に難しいのであれば、同県内の市町や県の職員を配置し、指揮命令等を行う方が連絡調整もスムーズに図れ、効率的な支援活動が出来るのではないかと。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)
- ・熊本県職員も多数派遣されてきていたが、物資集積所(市町村)では、他県からの派遣職員の指揮下に入ったため、地域事情に精通していない他県からの職員が地元職員を指揮することとなっていた。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)
- ・各現場には、責任者が必要である。派遣された南阿蘇村の物資集積所では、以前から親交・交流の深かった姉妹町村である新上五島町の職員が、長期間にわたってリーダー役を務めていたため、スムーズな作業手順が確立されつつあった。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)

#### ウ 土地勘のない応援職員

- ・避難所の場所、ルート等がナビ、マップ等で整備されておらず土地勘のない者同士での配送に苦労した。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)

#### エ 応援職員間の引継の不備

- ・市町の物資集積地の状況が日々変わっていく中で、次に派遣されてくる各市町村や県の職員に現場状況等の情報が正確に伝わっておらず、現地でのルールや役割分担等が不明確で活動に支障をきたした。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送) (市町 支援先：御船町 支援内容：罹災証明事務)
- ・前後の班との重複時間が3時間程度しかなかったため、十分な引き継ぎが行えなかった。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)
- ・短期間で入れ替わる応援職員だけでは、物資搬入時の仕分け・整理・記録方法といったノウハウが引き継がれにくい。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)

#### オ 応援職員の活動状況に係る国と自治体との情報共有不足

- ・他の自治体からの応援職員等の活動状況について、現地対策本部と被災自治体の間で共有されていなかった。日数が経つと属人的に徐々にある程度は改善されていったが、根本的な仕組みを構築するには至らなかった。(国)

#### カ 応援職員の明示の不備

- ・派遣職員は各自自治体の防災服を着用しており、被災者側から見れば、どういった支援に来ているのか判断できない。色分けした腕章やビブスを身に付け、役割表を掲示するとよいと思った。(県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送)

### (2) 現在の取組状況

#### ア 三重県地域防災計画

##### (ア) 県が実施する対策

##### ・国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築

「既に締結している「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、国（指定地方行政機関）を含めた連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。」こととしている。

##### ・防災関係機関の受援体制の整備

「国等県外からの応援が円滑に受けられるよう、公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画を策定していく中で、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。また、消防の応援については消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。」こととしている。

#### ・ 応援協定団体の受援体制の整備

「三重県が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。さらに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。」こととしている。

#### ・ 関係機関との連携体制の構築

「県で設置した医療審議会災害医療対策部会、DMAT・SCU連絡協議会等において、大規模災害に対応できる体制整備を行うとともに、災害医療ネットワークづくりを進める。」、「各地域で設置した、医療機関、医師会・歯科医師会等医療関係団体、消防本部、市町、警察、保健所等が連携した地域災害医療対策会議において、大規模災害に対応できる災害医療ネットワークづくりを進める。」こととしている。

### (イ) 市町が実施する対策

#### ・ 県外市町村との災害時連携体制の構築

「県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。既に締結している相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。」こととしている。

#### ・ 防災関係機関の受援体制の整備

「国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。」こととしている。

#### ・ 応援協定団体の受援体制の整備

「各市町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。さらに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。」こととしている。

### イ その他の取組

- ・ 国や他県等からの応援を、円滑に被災者支援につなげるための広域受援計画を検討中である。
- ・ 各保健所地域において、地域災害医療対策会議を開催するとともに、災害医療コーディネーター研修を実施している。

### ウ 国における検討

- ・ 受入市町村向けのガイドラインを作成するとともに、リエゾン職員の活動状況を国、都道府県、市町村が共有する仕組みを作り、リエゾンに対する指揮命令を明確化する。
- ・ 市町村におけるボランティア、NPOを含めた応援職員や物資の受け入れなどを明確にした広域受援計画の作成、訓練による計画の実用化、職員が出勤できない場合も想定したBCP作成等について、WGで検討した上で、市町村に対する必要な支援策を講じる。また、応援職員をより有効に機能させるために、避難所の夜間警備や避難所の運営支援等、業務の特性に応じて、民間企業、NPO等の活用・連携が図られるよう、速やかに避難所運営ガイドラインを見直し、周知する。

(3) 課題

ア 県及び市町としての課題

- ・国や他県等からの応援を、円滑に被災者支援（救助・救急、医療、物資、燃料等）につなげるため、人的・物的支援を受け入れる際の担当機関・手順等の広域受援体制の構築が必要である。

(4) 今後の対応の方向性

ア 県の今後の主な取組の進め方

- ・平成 28 年度：県災害対策本部の受援体制の概要の決定
- ・平成 29 年度：県災害対策本部の受援体制の活動内容の決定

## 第5 防災専門職員の養成

### 1 専門的知識や経験を有する自治体職員の不足

#### (1) 問題点

- ・熊本県をはじめ被災自治体において、防災の専門人材（スペシャリスト）の養成が図られていない。（熊本県、熊本市、益城町、御船町）
- ・災害対策本部の物資班で中心的に指揮命令していたのは県外からの派遣職員であったと聞いた。県、各市町で指揮命令出来る人材の育成が必要である。（県派遣職員 支援先：南阿蘇村 支援内容：物資の仕分け・整理・配送）

#### (2) 現在の取組状況

##### ア その他の取組

- ・県では人事異動において「防災・危機管理スペシャリストコース」等を設定し、その育成・活用を図っている。
- ・みえ防災・減災センターにおいて、「市町防災担当職員を対象とした防災講座」を実施し、人材育成を図っている。

##### イ 国における検討

- ・海外の事例等も参考としつつ、WGでの議論も踏まえ、防災対応を専門とする人材を養成・派遣するための仕組みについて検討する。

#### (3) 課題

##### ア 県及び市町としての課題

- ・災害時に備えて、防災業務経験者のリストアップは必要である。
- ・災害対策活動において指揮命令が出来る防災の専門人材の養成が必要である。

##### イ 県としての課題

- ・スペシャリストコースによる人材確保・育成について検証する必要がある。

#### (4) 今後の対応の方向性

##### ア 県及び市町の今後の主な取組の進め方

- ・平成28年度：防災業務に従事した経験のある職員名簿を作成。名簿は随時更新

##### イ 県の今後の主な取組の進め方

- ・平成28年度：スペシャリストコース平成29年度以降の募集に向けて、コースの設定内容や必要人数等について見直し

## 第6 罹災証明及び被害認定調査

### 1 罹災証明書の交付及び住家の被害認定調査の遅延

#### (1) 問題点

##### ア 罹災証明書の交付及び住家の被害認定調査の知識等を有する職員の不足

- ・罹災証明書の交付や被害認定調査について、被災自治体には専門的知識や経験を有する職員がおらず、応援職員に頼らざるを得なかった。(市町 支援先：御船町 支援内容：罹災証明事務)
- ・派遣職員の多くは、罹災証明のための調査に関する知見を豊富に持っていたわけではないため、急きょ、現地で研修を受講することで実務に当たることとなった。(国)
- ・罹災証明書の交付について知見の乏しい応援職員に対し、現地で説明会を行うこととなり、それ自体が業務の増加になった。(市町 支援先：益城町 支援内容：災害対策本部指揮支援)
- ・技術系職員が不足することから、家屋被害調査であっても町役場や応援の職員においても事務系職員の十分な働きが求められる。(県派遣職員 支援先：大津町 支援内容：住家の被害認定調査)

##### イ 不統一な調査

- ・市町村や調査者によって一次調査の結果に違いがあったらしく、そのことが報道されたことで、二次調査の依頼が殺到しているようだった。一次調査の調査方針を全市町の調査者で共有し、統一した調査を実施することで、二次調査の申請件数を減らすことができるのではないかと思う。(県派遣職員 支援先：大津町 支援内容：住家の被害認定調査)

##### ウ 制度等の周知不足

- ・罹災証明書の交付についてマスコミが取り上げ、多くの住民が申請に来ることにより膨大な業務量となった。中には対象外や不急の場合も早期に申請にきてしまい、対応が遅れる一つの要因となった。制度と活用方法について正しい理解が得られるよう、被災者に周知する必要がある。(市町 支援先：御船町 支援内容：罹災証明事務)

##### エ 調査結果の煩雑な処理方法

- ・被害認定調査の結果について、発災後、熊本県が導入したシステムと、それまで運用していたエクセルデータ両方に入力する必要があり、二度手間であった。(市町 支援先：御船町 支援内容：罹災証明事務)

#### (2) 現在の取組状況

##### ア 三重県地域防災計画

###### (ア) 県と市町が連携して実施する対策

###### ・罹災証明書の交付

「市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。県は、市町の被害認定や罹災証明書の発行事務について、必要な支援を行う。」こととしている。

イ その他の取組

- ・罹災証明書の交付、住家の被害認定調査に係る研修について、全市町職員向けには毎年度1回、また、市町からの依頼に応じて個別に開催し、職員の養成を図っている。

ウ 国における検討

- ・罹災証明の交付を支援するため、WGで検討した上で、罹災証明のための調査を担当する調査員を各都道府県で平時から養成・登録する仕組みを構築する。

(3) 課題

ア 県及び市町としての課題

- ・国の検討を踏まえ、平時から罹災証明書の交付、住家の被害認定調査に係る職員の養成・登録を行っておくことが必要である。

(4) 今後の対応の方向性

ア 県及び市町の今後の主な取組の進め方

- ・平成28年度：罹災証明書の交付、住家の被害認定調査に従事した経験のある職員や研修を受講した職員の名簿を作成するとともに、発災時には住民に対し、制度等を周知。名簿は随時更新

## 第7 情報提供

### 1 住民に対する情報提供の遅れや不正確な情報提供による混乱

#### (1) 問題点

- ・被災自治体から**住民に対する情報提供が遅かった**ため、職員が住民からの問い合わせに対応に追われてしまい、災害対策業務に支障をきたしていたが、**臨時災害FMを放送することで、問い合わせ件数は減少**した。(市町 支援先：益城町 支援内容：災害対策本部指揮支援)
- ・**間違っ**た情報が流布することで混乱が生じ、その確認等のために職員の負担が増加してしまったケースがあった。(国)

#### (2) 現在の取組状況

##### ア 三重県地域防災計画

###### (ア) 県が実施する対策

###### ・県民への情報提供

「県民に必要な情報について、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」により情報伝達を行うとともに、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の電波媒体、新聞紙面、広報誌等の印刷媒体等を活用し、広く県民に必要な情報が伝わるよう努める。」こととしている。

###### (イ) 市町が実施する対策

###### ・住民への広報・広聴

「住民に必要な情報については、防災行政無線等の他、を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確かな情報の提供に努める。」こととしている。

##### イ 三重県新地震・津波対策行動計画

###### ・新たな防災情報プラットフォームの構築

「災害対策本部の活動を支援するとともに、県民に分かりやすい情報を発信するため、新しい防災情報プラットフォームを構築する。」こととしている。

目標項目：システムの運用開始

H29目標：運用

H27目標：基本計画の策定完了

H27実績：基本計画の策定完了

《進捗率》：100.0%

###### ・SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報提供のあり方検討

「東日本大震災では被災状況や安否確認等の情報のやり取りにSNSが活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を行う。」こととしている。

目標項目：防災に関する情報提供手段としてのSNSの活用

H29目標：活用

H27目標：活用方針の策定完了

H27実績：活用方針の策定完了

《進捗率》：100.0%

(3) 課題

ア 県としての課題

- ・災害時における緊急情報（避難情報や被害情報等）について、従来の文字情報に加え、新たに地図等を用いてより分かりやすく県民に情報提供することができるシステム（新たな防災情報プラットフォーム）を構築することが必要である。
- ・SNS等による情報提供について、幅広く検討することが必要である。

イ 市町としての課題

- ・臨時災害FM等を活用した的確で速やかな情報提供を検討する必要がある。

(4) 今後の対応の方向性

ア 県の今後の主な取組の進め方

- ・平成28年度：文字情報に加え、新たに地図等を用いた情報提供や、市町からの緊急速報メールを一括配信できる新たな**防災情報プラットフォーム**を構築
- ・平成29年度：平成29年4月からの新たな防災情報プラットフォームの運用開始と併せて、**気象警報等の情報**については、**SNS**を活用した**自動配信**。その他SNS等による活用については、県災害対策本部からの情報提供のあり方と併せて検討

イ 県及び市町の今後の主な取組の進め方

- ・平成28年度：**多様な情報提供手段の事例**を市町と情報共有